燃料費等高騰緊急対策助成金

「低炭素社会を目指すエネルギーと環境のまち」の実現のため、ECO2プロジェクト参加を要件に助成金を支給します。

【助成金額】 1事業者につき

5万円

を助成します

対象事業者

以下の①~④すべてに該当する市内中小企業者^{※1}、農業法人及び 農事組合法人^{※2}、漁業(組合含む)及び林業(組合、木材産業含む) を営む方

- ※1 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する中小 企業者(上記以外の組合及び連合会、NPO法人は対象外です。)
- ※2 会社法に規定する農業法人または農業協同組合法に規定する農事組合法人
- ① 市内に事業所を有する法人または個人
- ② 助成金申請日以前に1年以上事業を営んでおり、今後も事業を継続する 意思がある
- ③ 柏崎市ECO2プロジェクトに登録している、もしくはこの申請と同時に 登録する
- ④ 市税を滞納していない

以下の書類を揃えて提出してください。

- (①及び④は市ホームページよりダウンロードできます)
- ① 柏崎市燃料費等高騰緊急対策助成金交付申請書
- ② 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の法人税確定申告書別表一の写しまたは登記簿謄本(法人事業者のみ)
- ③ 令和2年分及び令和3年分の所得税確定申告書第一表の写しもしくは 令和3年分の所得税確定申告書第一表の写し及び開業届出書(<u>個人</u> 事業者のみ)
- 4 誓約書
- ⑤ 振込先口座の金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認 できるページの写し、インターネットバンキングの場合は口座情報が分か るWEBページの写し
- ※確定申告書および開業届出書は税務署の受付印のあるもの又は電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したものに限ります。

申請期間

申請方法

令和4(2022)年8月2日(火)から10月31日(月)まで

【提出先】公益財団法人かしわざき振興財団事務局(柏崎市産業文化会館2階)

【問い合わせ先】

※ 受付時間は平日の午前9時~午後5時です(郵送も可能)

※ 第1月曜は休館日のため、窓口での受付はできません。

~助成金に関すること~

公益財団法人かしわざき振興財団(〒945-0055 柏崎市駅前2丁目2-45) TEL 0257-24-7643

柏崎市ものづくり振興課(〒945-8511 柏崎市日石町2番1号) TEL 0257-21-2326 E-mail monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

〜柏崎市ECO2プロジェクトに関すること〜 柏崎市環境課(〒945-0011 柏崎市松波4丁目13番13号) TEL 0257-23-5170 E-mail kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp



様式データ等はこちら

【本助成金の対象となる中小企業の規模要件】

(下表(1)または(2)のいずれかに該当)

業種	(1)資本金または出資金	(2)常時使用する従業員数
製造業等 ※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業	_	300人以下
農業法人及び農事組合法人	_	_
漁業(組合を含む)	_	_
林業(組合、木材産業を含む)	_	_

※ 製造業等の「等」とは卸売業、小売業、サービス業以外の業種を指します。 【業種事例】

建設業(測量業、地質調査業、水路測量業を含む)、不動産業(建売業、不動産賃貸業、賃家業、賃間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業)、運送業、 倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業(生命保険、損害保険等)、土石採取業、木材伐採業、鉱業など

ただし、以下の団体は対象外となりますのでご注意ください。

中小企業等協同組合	農業協同組合 農業協同組合連合会	消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会
商工組合 商工組合連合会	商店街振興組合 商店街振興組合連合会	生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合 生活衛生同業組合連合会
酒造組合 酒造組合連合会 酒造組合中央会	内航海運組合 内航海運組合連合会	NPO法人

【ECO2プロジェクトって?】

「低炭素社会を目指すエネルギーと環境のまち」の実現のため、「環境(エコロジー)」と「経済(エコノミー)」が調和したまちづくりを目指す、柏崎市独自の取り組みです。

詳細は右のQRコードからチェック!

※本助成金申請にあわせてECO2プロジェクトに登録する場合、 ECO2プロジェクト様式(第1号様式)の提出は不要です。



ECO2プロジェクトのご案内